九條武家八代の法を法とし一世の先代の間と
云。高倉院治承四年より。光嚴院元弘三年か
ぬるまでの百五十四年なり。其始を云時は頼朝つゝ
平家とかゝりて後世を知り給ふ拾五年也
其後頼朝つゝ一男左衛督頼家。次に世を知り
給ふ事四年。其後頼家つゝ弟実朝世を知り給へり
其間十六年也。実朝みなし。世を知へきに
なりぬ。頼朝つゝ二男頼家実朝の母。二位の尼。世を
まつりごとを実朝へ。時小弟義時泰時後見を
して。公事を沒法也。頼家の子孫なりつゝく
光明峯寺摂政道家公九条殿の五代の祖也之三男頼経を

義久二年ふ開東へくひ下ゆ。將軍とすうなるこ
頼強つ十四歳ゑ時。はし式目とゑ之也。世附泰時
ゑ人ゑ評定ゑ加とかくしひ。其ゑ清大外記教隆と
淡合して。清書ゑ也。式目之淡合起清ゑ高
十三人也。貞永元年七月十日ふ評定ゑ志らめて
八月十日清書ゑ添ゆ。はし式目ゑ法あゑく
百年あまる治まるふゆ

# 御成敗式目

御ふ成敗ゑ志らめゑ云爰也成敗ゑ
なもゑ法度なり。目とゑ行ゑく其志ゑ志らめゑ云爰也成敗ゑ
志ゑ為めゑまりゆ。式ゑ法度と定目録と云爰也

## 一可修理神社事

一ケ条毎り一ゑ云字と爰ゑ
子細ゑ事なり。其ゑ神ゑ社ゑ專祭祀事
いぶれゑ一ゑ云とゑすとゑ。ゑ三ゑ為ゑ
神社ゑ云爰也。ゑ為ゑ為ゑ。ゑ為ゑ
為ゑ為ゑ為ゑ

右神者依人之敬增威人者依神之德
添運　右とは神社と法華とを云なり　云越那
添義なり。運とは人の運はつくなるゆえ神人氏子
つとめ敬りこそ。いらく神代ねせいとまりあり。人は神を
うやまい生の威ふ法華を尊く運もはつく威也
然則順例之祭祀不絶陵夷如在之礼
莫莫令怠慢　順例とは常と云義之祭祀といまつり
例と云ゆえ在とはいまし法華ふすこれ
そのゆえ拙者などと云意之礼莫莫とは怠慢とをこと法義なり。人は生命
定あり来る神事命れとは。つねのごとくそこうあを

結搦ゆもなくぶそこれぞやうふいてもんぐさ。神の目の
前よりもうくまいますごくごくんぶくそこゆえ拙なくこと
をこそるべくもとなり
国弘於関東御分国幷庄園其地以
神主不令存其趣可被糺改也　関東御分国
云ぶ時関東とは鎌倉殿軍とは下知せる国々の事也
庄園とは村里なり云んなり地頭とは其所をかりの
云ぶ神事とは神社の事を用ぎるりのく。糺改とは
くりさ海とをなりそこ神の地頭神主を令ぶ法規
恒例の祭礼などの逆とをて新く糺すとへ〜なり
異文我有封社者任代々府宣旨被之時

且加修理若及大破言上子細過其

左右可有其沙汰矣有封の御所ゝの社ゝ代ゝの府ゝ

天子の御代ゝ世のふゝゝく。神社仏閣修理の事とおわせ

付ゝ多ゝ年相ゝ。ふ破しゝおゝ御ゝ。ゝ義ゝ。大破しゝ

おゝゝゝふ御ゝゝ義ゝ。言上ゝ。相ゝ申ゝすゝゝ。ゝゝ

相義のゝゝ知めゝなゝゝのゝゝ社ゝゝゝ。代ゝの御指ゝ

しゝふゝゝ勢ゝゝゝ修理ゝゝゝ。ゝゝ

ゝゝゝゝゝゝ者のゝゝに

ゝゝゝゝゝ修理

ゝゝ新ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一可修造寺塔勧行仏事不事

堂塔なゝの塔のゝゝ。修造ゝ。修理ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

仏事ゝゝ其事ゝの定まる法事法会のゝすなり

勧行ゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

又いはくるわざ。常かたのけまるはすはたらかめ
いかまとまへ人乃条目かなぞ〳〵くもろべし。文ゝ
別の沙汰不可招

但源貪寺用於不勤其役之輩者
早可令改易彼職矣

寺用とは寺役なくあんぷの寺領なぞの事なり。彼職とは。何かくとこそ用とは云。改易とは
おろしたかへくと云義なり。極はんかいいまは。寺物をひさかりの社なぞ。其すべき役とはあざる者とも
おく。改易とは所職をあらためかへくべしと云

一備國守護人奏行事

法皇とは後白河院
守護人とは國ゝ

ものまことをとゝくさせしめ。よくとゝめんためなり。國ゝ

人とをゝ。所ゝ。とは守護人を云なり。所ゝとは。ものの
うちをゝ。所ゝをなすなり。とは。条ゝ。國ゝの守護人
ゝをゝ。ふまをゝ。事ゝ。とは事ゝを云也

右右大將家御時平家之置志大義
僅僅諸牧殺害人

付源氏方強盜山賊海賊等事也

右右大將家とは。頼朝の事なり。大義とは。國ゝ武士
番ゝなり。在京して。都の警固をやる事をいふなり
僅僅とは。ようやくと云。諸牧とは。君ところゝみき
天子とくに。人きんとするなり。殺害人とは。人殺
ぬ事なるなりと云。強盜とは。人殺
注をゝ。ふ不及。山賊とは。海賊。とは。
形勢の。乃。時。源氏。守護人。ゆ。沙汰すべき事。と云

とる。こゝ有り。大番代官と偽使し。強盗人と
さらへ。とらう。悪徒強盗山ごもり海賊をしすつ立の
わるゝ。殺害をこのみて。國のたゞ有るやうふ可きと
彼組の定なり。此ものと守護人の沙汰にて。別乃
さ曰さうけとなすべきこと

而近年者分補代官於郡郷宛
課公夏於庄保地國司而妨國務非
地頭而貪地利不行之全無道之

近年とゝかゝる事あり。代官とは。下司。郡司。郷司
こゝろ。里と云義なり。名田。給田。
なくとゝ。庄保とは。一村一庄なり云ふ。國司とは



國代官なり。國務とは國司の勤る所の年貢乃
事なり。地利とは地頭の得る所の年貢乃
なりなり。地頭とは。あるゝと云。無道とは
なりなり。地頭を委代官。守護人の沙汰もなきを
ぞ。とゝ。近年守護人を
地頭と一郎とゝ。又郷司も
代官と云。里村まで。あるゝ多なり。又國司
郷代官。年貢とゝ。地頭の得る所
むさぼりとる所なり。是は道理なる事
うゝの事なり。獲とゝ
抑治為重代御家人無尚時之恥常者
不能弛怠代の御家人とは。久しく家に傳代
とゝ。なりのと云義。尚時の無恥常とは
とゝ。なりと云義。この傳代の所下らとゝ

ゝ如ありのごとく大事ありとゝ云へ共
なり。是も如儀人の為の為

曽又西国下司庄官下假其名於
御家人對捍國司外務不応之
之輩可勧守護西假之申組強盜中
一切不可加催下司庄官とゝ甚だしきの類なり
御家人乃事ハ兼ハ主人ハ領家とゝ申ハ
對捍とゝ云ハ国司と成り守護西假とゝ大番
役ハ事なり。故家の人ハ西下司庄官ハ
やうなりの。ちうとゝ軍乃法家人ハ國司

みだりに申ハ事をもちゐる者あり。たとひ大番役ハ可勧申ハ。一切之沙汰
不可ハ云々とあり

早任大將家御時例大番假免諸殺
殺害之外可令停止守護之沙汰
大將家とゝ頼朝乃事。御例ハ
まゝ乃事。ハ。ゆるしあり
ゆるしなくとゝ先ハ如ハ
ハ

若背此式目相違者成依國
司外家之訴被地頭之輩

犯法之人為顯然者殺害不常之職

可補犯法之輩也又至代官下役二人也

自餘とハ別のものとそんじ有り。國司郡領とハ同

ぶ民とんぶこと百姓のものとそんじ有り。もろもろ人いさゝ成ハ

とそ義有り。犯けとん。むりとそんじ邪法とハ

あるとそ成く。不常ハ成とハ仮とそんじ有り

どんぴんとハ。もぐりあるとそ云。奴婢の人。寄籠るとの

ありハ成。或自ハ。そあをそむき。別乃すの事を

海じへとるハ。あるひハ國司郡領ハ所私ハ人し

又ハ以百姓のうへをあくしたるハ人をうり

うるとくも優ハもりふ。主殺ハ性よあ〜りまて

そもうるの法度と成上。所の人と寄籠ふなるハ



あるとそ有り。もろ優ハ乃の代官おゝくれハ村里ふ入

をそ犯ふきすとあるを。戸数とそん。ひとりふ才。家宅之

とあり。ハ代官とハ。守護代乃ものなり

一同守護人不申支申没收犯科跡事

犯科乃ものとハ。もろもろりのくわとく。没收とハ

國ふ主ふ事とそ。もる優人とふ者ハ事ハ細なとも

よへ中とすゝ。はみとふもる者ハ法とハ。しよするまゝ

右重犯之輩密事時者須申子細

為左右之不変貴乎雖宣

次條犯科之輩私令没收之條

理不尽に成事を新儲の
早速進退宜敷事
遠犯輩可被処厳科

飛とは。奥書とは。
事也。猶重とは。おりさとは。
なり。
ぞくまーきとは。
ちゃーちんむとは。
遠犯とは。
をこあふとは。
あんはは。



はつべきことを上へもやうすべしとは。
飛は。
おりもとは。
つまふんは。
おりさは。
そ事の
ぞくの
ぬはいは。

次犯科人田畠在家并妻子資財事

がんくこと人とは。
そさけ
資財とは。
家めこ

法のごとく云なり

於重科者追放守護所引渡

家妻子雜具者不及付渡

其身を守護のうへにて召とり流罪奥へ流罪に成べしとなり

並又同類幸銀雖載白状云賊物者交

非出法限其科人自ら出し申同類をさしやり時ぞくしなくハ出法もべきやうなり。ぞくうめいする時ぞくろぼうあるべきやうなり。ぞくろぼうあり。出法もべきなり。出法ぞくすべきなり



五

一諸國地頭令抑留年貢事

所領とハ其国の内のゐなかを領地とも云。抑留とハ年貢をとりとめるを云。依國の地頭よりかの年貢所領

為をあらそひとめる事なり

右抑留年貢之内有出来之所

所出来之所

追捕解可追捕之所

堂不道其他員數可弁償之

とうとうとめる。追捕とハ。盗人をとらへる事。追捕とハ。盗人をとらへる。弁償とハ。その事の事なり。和償とハ。

まへ法くのゆゑ。法くのゆゑとは。そもそもさほどおきぬふ
義なり。抑爲代官地頭職。地頭職とは。如而此年貢を
をさへとるむねなり。本所より御沙汰あるべし。如而乃
代官と地頭とが事用をすべきなり。事用をさまたまへ
動をとゝ法くべし。地頭それを法ふるなり。抑ゝ
あくんは。そこ法つゝふる程わきまへをもとゝ
但於爲少分者早速可致沙汰到
也若三箇年中可弁濫妨於背
此旨令雖濫妨之輩致所職也
そもくすこゝ為ふ為をべしとなり色をもくん我ぶん
ざいをもくく法まへすべき程の濫妨を云家職



まへ法くをもくく。弁ゝ為ふ。抑すべき為とは。三年が
間ふわらさまへすべきをもとゝ。とをもすべを但
わまとも。おりさ事をすべきれいとて。三年が間ふあす
為しとなすざめくゝ云ふ。弁濫とは。まきまへ
を為すと云ふ為。濫妨とは。ふりあるべき為と云。地
乃ゝ抑此但とは。濫妨をすべ法ゝ上とゝ
一國司領家成敗不及関東御沙汰事
國司ゝ國の法くゝを云。領家とは。公家のゝ為を云
ゝ法くあるを云。御とは。はへとん沙汰はまとゝ云義なり
右國衙庄園神社佛寺為本所進
止於沙汰來者之不及御沙汰

若雖有申旨敢不能叙用國働之段国司
中をも云。國司は居所。社家。寺家。
ざうあく 邪社 みのあ
如所云 仏ちいでしのよ
云事也。根は事の仏に國働して。國司はかうひはけ
みは左国神社佛寺。それくのあるとてばかひ
まくんあくを。しを文開東ゆり。はにいまふあ。そ
あのはけおくすべしとへ。あり中角とへ。はに入の傳止
あれとも。是は別段の義をれい。事式のはに入身は
お替べしあとくは事へ法それとも此弁言あ可
をくとなり叙用しへ。法さもちあり人の中
しをはのく用らる
ぐうずとなり

次不常本而挙状或越所事と文
義をうけむして。所弘ひとをへ。法ーめをべうずと
云事や挙状はゆーはなり。越所とへ。ぶいとあえて
おふかを云

諸國庄園并神社佛寺領以本而
挙状可注所弘ひ文不常之状者
況宥道理強自今後不及成敗
義乃仏諸國乃居園。所一法寺あとふ或本而式
ぞ。あれりらとて。ぞ事をとうひまるのあへー
所弘のすあーハ。本而又を而をとうらふのかはを

りのくぐつ人やべうとも甚敗もなくしてぢとふ所法
や事。すでに道ふ者つゐにとう後。拳状ありさまの
とぶ所法ぐたつ法しめさるべうもしまり。成敗しん
人ところを事ふいあるずたる所程とうくわるを云

七

一右大将家以後代々将軍并二位殿
此時所定法所頼朱依如之所法
被改補事事　右大将家以後代々将軍并二位殿
みぐりふうとやとふ所法所定ふ法ぐたんはぢうせのよるを
ぷなたのちんこうまうぐ。知りかるを我々
むーうりか知りあり。あれば入ーとされよるとぐ。所法
やをさこうめりまーれ。ぐたるの一人の将し



やとも。ぐうたのの中ちうせのちうもれあるんり
ぐ。まをぷやうまあるへしとぷんどをなすぐうるず
法の人たるぐたくるへうぐ。ぐうりくみぐりふうとへ
やうもぐ。一所法所定

右或募勲功之賞或依官仕之労
被頒之中被要所法
なうもうるを云ぐ賞とふ勲功をぢうせのを
うるを云官仕ふ。かうくわうがくしやうそれよりはさかうひよりあげ
云法所のぢとふ中のをうるを云ぐ中ふ。労とふ幸労すを
ぢを法りうるをを云ぐ中法。法所ぐへよりうり
ぢを法りうるをを云ぐ中法。法所ぐへよりうり

而縁出人被之家或許之

一人縱酒開喪之儀宜定
雖成安堵之思強盜所之輩可被
停止 載許之輩可被追放之事
但當時強人有罷帰之時者
寄之次全所帰事不許禁制
為所行之輩被捕之時者
被科之條者
為人之輩被捕之時者
為人之輩被捕之時者

次代々御成敗畢後擬中執

依無之輩殺害置之事歴歳月之段全術なし
不審自今以後不届仕出候
擬致而之類新たに須いらるべく
可糾弾書載不届之儀文弁置事
案月番之輩ゆゑ遅延仕候ては
いかゝ思召なり
とゝ申ても不届千万
なり依りて為ためこれを
申渡す



一諸国御下文不参知行宛年序不
領之事（代始下文八年序）
不参とは中絶なる旧折紙なり
年月とは云ふ
所詮年序とは
年限を定めたる
年限なり
衣冠知行之段
大将家之例不
改替とは
年号
改替

ゝり乃ゝ御ゝ事ゝり

而申ゝ新行之ゝ宣ゝ掟ゝ御下文ゝ軍ゝ雖ゝ

常ゝ彼ゝ仕ゝ不及ゝ叙用ゝ

彼仕とハ、ものゝ給りゝ御下文ゝ人ゝ、ゝ叙用ゝ、ゝ、ゝ、ゝ

ゝ、ゝ、ゝ、

殺行死罷并殺流罷雖殺没收
不孝其罪重大子不教父者互不
免罪 俗語云へば南産こあること
なぐを云遊宴云へば酒のまこと
不免罪云へば花のひらけの外なると云
人をころすを云死罪と云罪ふうり殺すを云流
罷と云罪ふうり流すを云没收不孝罪もろと云
家を遊奥を閑不もろを云此条は南産の
あるそひらけの酒のもりのあまりの破れをうつくべ
なぐをころすを云死罪をこのあるを
みのあるさるるよせるるあるべを訳
をもふもりくへをもへまもるまんだらけよ

科をうくべくもこなり

次不備科事同可准之 可准とは
あるべくしるべし おのの報告をもとめふるべくもの例をもべ

注或子或孫於殺害父祖者敵文
祖父母注不相知殺害其罷者殺
文祖父母横忽之間宿意之故也 文祖父母
おやおじ
なり。報告いまへよ。罷とは殺すこと云
こと。義より殺すこと。殺すこと云
義やの人の子孫こと。殺すこと云
とくふ義なる人をこと。殺すこと云

[illegible]

況其子若欲奪人之職為
取人之財宝雖全殺害其父不
知之由在状分明者不可處縁座
[illegible]

[illegible]

一依夫罪科妻女聊領被没收者
[illegible]

[illegible]

右於謀叛殺害并山賊海賊追討強
盜放火等也但依當座
口論若及刃傷殺害不可無之

集類殺害山城海賊討隠岐盜のごとく注すべ
し。山賊海賊の類を殺害するとは。その時あるべき事
とぞとりけらるべ。但南蛮人くうちうち
人をころすをもつて。悪にとはんくをいやしめ注べ
きなり

一悪に咎事　悪にとはんくをいやしめ注べ

太閤殺生の基起自悪に其重者殺害流罪を短去可に長也　閉教ならひ

問注の時は悪に則て対論而お敵人

問注とは公事をもとめ訴人の方のものをとゝのへ
ぶ事をとり行ふ事を云。論所とは公事をすることを云。
公事をするあらそを云。論人とは訴人と被訴人の両人
者を云。相違のたんをそ悪にをかけ。とこゝ入やう
悪をせつまらぬ

又論所の事云其理者可被沒收他
所領者悪に所帯者可流罪也　論所とは

まことおもしろしとゝ。別の所のとゝ。
流罪とゝ。まことに注也。相違のたんを
より注程ありぬ悪にをもとゝ

他人の所とらせて、別よりもちる物のをばよろしく
ゐるべし、物のなさるものの可殺流となり

十三

一 鼓人殺事 鼓とは、はたえたうあく。人を
たゝき打獅之輩 為雪恥定殺害
心起鼓人々科甚不穏仍於得者
被没收西領 無常共可流飛
島迄以下者可[illegible]其身也
[illegible]
人をころさんとなるものあり。西領に没收



せらるべし。物のをば上方へ流飛とゝまへ人は流
彼岸[illegible]舎こせらるべ 鼓人は軽
仍しこれ。そ恥をすゝぐ人をころさん
[illegible]ふ程よ。人をころすもをみるべし。[illegible]おりさ
科しく被ちり[illegible]物のあるものを打擲するあるべ
[illegible]物のあるべ物のあれ者あるべ流飛
きるべ。物流とゝへ書[illegible]の事ふ以下とゝ中間
下輩のもとゝ[illegible]者を[illegible]舎せらるべ

十四

一 代官罪科[illegible]事 国々の奉行[illegible]
科あ[illegible]其科を[illegible]
[illegible]きるゝ[illegible]

右代官之輩有[illegible]
[illegible]時

仲之主人宮進其身主人可益利
教宮まへよりはをもて。益利とは
ちうしうもあく事やうの事をもつてことぶる。主人とは
まんをもてこまもあい不可益利とあり
俱為技代宮等之中主人陳中之
処実死為頭者雖逃亡仍可殺
没收而欲彼代者代之
実れしらまとぐをもつてとも。為頭とは
為つ者や。為のかしらの代者を。ぶりさしてを
とぐるのさうをもちんをもつてあるよまことに服をいつて



ゆりくれあくいはば其主人をも捕てとりかへりもどりのくまへの
為のをめしもあるべし。代者ふいりりくいはば雖逃亡とは
ろうさにうりてさくしひはたせるべしと。為頭
きんおるしこの為金いりのもふはゆるぞ。はうらふ
はくるの為金こうとりはたべ
為之代宮或抑為者者之幸直或遠
背先例之妄法者者代者之所行
主人の為其利之
ちんく。幸はこの法をもつてとも。はうらふ
そしりくあり。而りとい。ふるもざとも云んなり。代者
寺社中の為利の幸直。をさへとぐめ。或は背ふる

[illegible]

加之代官若依本所之作法[illegible]

人名[illegible]自[illegible]事被[illegible]

殺害之時不[illegible]奉行人張行者

同又可被[illegible]人事[illegible]

可有[illegible]

[illegible]

[illegible]

史官於是而也號兵者又与同罪次
以論人而當之從文而論事之曲多以
繼之被刑之要為論書之定伝
以條可有其科又世之事多出衆
之作孫臏之軍可被付神社仏寺之
修理但別之力之業者可被追叙
[illegible]

右條々ハ勇士ハ國ヘ有之ベキ也。元亨二年



りめく事。のやしきをの濫妨をあるべ。そらくおりてよ
をあるべ。又雇りまく。論事をとりれ
なり。そ法文を犯るべ。論人とゝ云ものあひて
見をゆるすよ。後よ濫妨あるべ。論事なるべ。ひとき
科あるべ。又論事よあるべを。論出ありと掠く
やうは。そのうもあやう科よ。祇仏寺乃修理を
こせるべ。そ[illegible]ざのまもさひく。科科をあさ也
うるべ。を云ん。るる科を出すべき力なる況者ある
をいうなるべ。ありと

十六

## 一義久号乳時没收地事

義久と号ス法華院の所時乃
年号なり。此時。京方。南東方とて。ひくさあり。没
收とい。知行を取上るを云。号乳とい号乳と云ふなり

右数京方合戦之由依聞食及被
没収所帯之状云々旨被授
分明者宜給其替所帯人可遂
給恩之状如件当所合戦有勲
功之輩忠節之軍也

次関東御恩軍中吏京方之合戦
飛科殊重仍即被没収所帯
等畢而依自然之運乗之族也
因食及者縁已逃亡之上也就寛宥

之儀割不領用可被返返立分一但御
家人之外下司方居宮之輩京方之者
縱雖為那人今更不被改出之由
永議定之事者不及異儀
ことすでふ逐電とい。ことをでふ時をるとうと云ふ事なり
實家の義とい。ゆゑ。あざむくと云ふ。但家人とい。
家人。ばひつけうひとまり。下司とい。是ことの事なり
つくり。あり。元友とい。是一在所のをまりをまりの
あざむくと云。為那とい。あるかれあるうと云ふ。領主とい
けうりさぶむう儀。吳服とい。ことなう事と云ふなり

開発地頭とい。開発地頭を為りあづく。京方とい
合戦むとう事。是。地頭とうりて。是分をこう
されい。みの初めを知ることなり。もうるうの名の通ふ
うを。何となく通ゆう事。是。山野をはなり食及びこや
すでふ。是時節を過ぎうう人。あるこめゆるさ海ゆう義うう
付く。其知行の酒を一ばをとるべ。但家人は
あるべる。下司。あの事ばかりを京方をいうとうべ。あう
うると云ふ。しる過さうもめまて。改ゆるせうるべに
家とい。去年儀定ならうう人。ことなう後よ及
ばううすくなり

況河内之地頭職領主所中事當
知行之人給有之科没收之免給勲功

之儀畢而彼時知行者、地方之儀、任
相伝之道理、可遂沙汰申之歟、
有其因、既彼時知行普請、漏収、早仰
付者、代官、孫代官自
今以後可停止歟、
同漏収の儀、云、公方
無乱の時、
一同時合戦、罪科、又者、各別事、
軍の時、親子なり、
右、又者、注文、京方、其子、候、関東、
注文、京方、子、文候、実乗、軍賞、
罪科何混、親、京方、
又西国、住人、未注、為、文、雖、子、人、参、京方、

者任國之父子ふ可道其義不同乃
依今回の迎但行程遠遥音信難通其
不知子細若事雖然処罪科歟任人しと
人と云ふ。彼程ふ。道のかたでと云ふ。西国よりすむ人の国ふ
ありたるかたりとも。一人来よ来ふ。西ふ知ふ一所れわやこ
そとぶとのぶべ〳〵書。京人のかゞずと云へ。ふ。ふいあて
すゆへあり。但乃氏かと。さうひたらふ。て。いんしん
とできぐ〳〵。たぐひ。ま事の子細をちゝさぶ
〳〵とぐ〳〵。殺害飛るものや

一讓与所領於女子後依有不和依其親

悔返所事 ものとゝ。中たぐふものやくふうへ事ゝは
れうへものとゝ義なり

右男女之号雖異父母之恩惟同法
家之倫改有申旨 男女の号とは なんし
親のあひまる事ふ。おのづと。ふ。ふ。れた
まる事ふ。ふ。ふ。

女子は親子義絶之沙汰無之遠国之
奉公女子若干之内肩之儀之又母宜任進
退之意儀之女子者為全儀物語之者
之義以之母者為絶縁肩物語之者
ざへこころとゝ。ゆくことゝ云んゝ。殺害の儀しゝ。又母よりさき
ゝ申して親をあをんあるまゝく掛をうんどるをいゝ
義絶ゝゝ。中をたゞふまゝ云。表全出仕しゝ。たゞやの
をゝへをうそゞへそむくを云ゝ。云んゝ女子よゆづりのを
云りへさゞらはをりゝいゝ。女子を法をあはゝて後
龍をゝりはどゝ不孝をあとべゝ又母ゝ又後ふてゝ

たゝうゝあべゝとゝたりひゝくゝ親物を女子よゆづるべゝ
ざる。親ゝ親子中たゞひゝの親をるべゝすぐふゝ又
母ゝをゝへをそむくゝもゝひゝり。親ゝ親ゝゝ母をて
悔ゝをべゝきゝり同宗ゝゝ。ゝゝゝ親ゝゝ母をて
云。至ゝ子ゝ親ゝゝ。毒を作ゝゝを云。接部ゝゝ
なゝて御ゝふゝを云。毒ゝ毒ゝゝ。ゝゝゝ大切ゝをゝを

九

一不孝親疎養書車迷背本之子
孫事親ゝゝゝゝゝ養ゝゝゝ
なゝをいゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ御ゝゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝ。養食ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝゝ
有限人全者被親ゝゝ

之れ前代の事なり彼軍令に背き忠勤の所本
主感歎其志を餘或濃恩を蒙り
恢こと物の稱ずべき物論なり主の恩
像徒に忠義不可述
釈迦しかるに
するを云。主人の子の
ものを云。忠勤忠言の事を感歎し
ものを云。能くとい。
あどのやうなる物。和らぐの和
云宝湯とて結ぶ。物を結ぶ撮ると云
求媚之所志且者主人の恩に被り

之被向背之清志或假化人之号或敵
敵對之思忽忘人之恩顧
いんとてこひねがふこと
人の内に者のごとく
そむくと云。他人の号
なまのまゝ思顧
違背本主之子孫去於得德之所
可被付主之子孫矣
ひさぐないぐ
本主の子孫小付

一、為養育其子出家事父母令妻云々

おやのおもはくにそむくものゆゑにえんをきるべし

さればかりにあらざるなり

右子雖令見存別と悔返もひがごと

武況子孫死亡之後云々

思はんとゝのまうごとあるべきなり時を云々

るゆゑなりこゝろをつくるゆゑなり

もろこしにおいてはかくのごとくなり

まうせそこばくをこゝろにかけ

一、妻妾得支讓被離別後新妻事



不吉事　妻ハ分人の女房。妾ハ下女房のまゝ。分人の女をもつまこをもつまこの女をもつまこを男のゆゑなり

べきやうなるものなり

右妻依有重科被棄捐者雖有往日之契

雖新妻之恩領

月日をへたる合離なれども

いかゞ。前まゝ

まゝの男あり

又彼妻有功賞新妻用之如法之

而欲不孝悔過遷善。悔過遷善。悔ハ過ヲ改メテ善ニ遷ル。孝子ヲ指テ云ヒ。孝子ハ悔ヲ知テ善ニ遷ル。ハヤクヨリ孝ヲ尽シテ。ユヽシキ事ヲ知テ善ニ遷ルヲ云ヒ。ユヽシキ事ヲ知テ善ニ遷ルヲ云ヒ。ハヤクヨリ孝ヲ尽シテ。ユヽシキ事ヲ知テ善ニ遷ルヲ云ヒ。

一(三)又母而偏配分之時雖祇義絶不懐与成人之子息事中

なと配分する時。中一ツヒトツニモ多ク与ヘ人ノ多クヲ与ヘサル時ノヽヲ云ヒ。義絶ヲ云ヒ。親子ノ義ヲ絶ル

方之親以成人之子吹挙之間動動

有之思積労功之処或就継母之偏云

或偏彼庶子潦倒不被義絶怨

偏彼妾分俺傍之像祇授之思也

吹挙ハ

トハ

トハ物ヲ吹キ上ケヽヘヽヲ云ヒ。勧奉トハ。ヨウヽヽヽヽヽ。ヨウヽヽヽヽヽ。ヨウヽヽヽヽヽ。

ヨウヽヽヽヽヽ。ヨウヽヽヽヽヽ。ヨウヽヽヽヽヽ。

仍割分可遣嫡子分二の分二の分
世間之法但為分於親族不
論嫡庶但依先抑雖為嫡子分
奉公之勤之者所詮
如ゆづりなきものは他ふ使なれば
をくるべきなり。但をこうりとも。親
ゆづりあるべし。嫡子そしふ
もべしとて抑為嫡子人へ
又親に不孝ある者ふをゆ
くいはるよりゆべしすべ



一女人養子事
右如法意者雖不許之
時宜列于當世之女人不憚
之不須於養子事易之法不可
勝計之新鄙之例先聽惟為浮俗
之処尤之位用於
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まるるなり。とて文伴義もちうるふ段。新発田はざざめ
らるゝ不可説と。新蔵とこれ。やこの年。出羽殿やはは
まへのあとゝえんへ。伴義しんごゝゝゝいう義へ伝聞
とゝ由ゝゝにちかゝゝしと云んなり

二十四 一嬢得事不能決家令改嫁事 改嫁とん改嫁

とゝぶとゝ又おりとをまゝゝゝ松川との所へ移を云事
死しゝ後。ひゝゝ世。男九ゆゝる事を伝ゝ知ゝさゝれゝ

右為後証之誓詞嬢得事不領者須抱
他事訪事之後世ゝ変背式目之儀
云其咎歟而忽忘真心令改嫁者



不得之仮初の死絶ゝ事之子息若又可有所計 云んゝゝ人の妻ゝ子ゝ者ゝ
ゝゝの行ゝゝを濃
的ゝ第ゝのを計ゝて。ゝゝ事のゝ後世をとゝゝゝゝゝゝ
物をゝ式目をゝゝゝゝ。改嫁ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

右於不依出仕儀彼女房と各別の
[illegible]
なる也。人民めにされい各別なるべき事なり。
ひとへにゆるす所なり。軍役をもつとめ
親父存日縱成優恕之儀雖不充課
逝去後出仕可令催勤 [illegible]



いたすべき時と云。優恕とは。ゆるすと云ばかりなり。
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ことをいう御遠[illegible]けをして。[illegible]ことをいう
数中とは将軍家をいう。平均とは[illegible]ことを云。[illegible]
[illegible]ることを云。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]の時のわせいとうにくべんあることはあり[illegible]
[illegible]べしと[illegible]行とわけ[illegible]べきなり。たとひ実あれ何[illegible]
[illegible]仕[illegible]。たいていあてらるるものれて
[illegible]とはいはれ[illegible]知と不可[illegible]
[illegible]

九六

一儀和[illegible]おや息絶安堵御下文之後悔還
其領[illegible]子息事

[illegible]親[illegible]儀[illegible]
[illegible]

右可任[illegible]之由具[illegible]載[illegible]畢

仍[illegible]判之儀雖絶安堵御下文
[illegible]親悔返之[illegible]子息者任後
判之儀可有御成敗

[illegible]条[illegible]この[illegible]への
[illegible]

九七

一未處分跡事

[illegible]

右且注奉之後沒[illegible]紀[illegible]量之儀[illegible]
任時宜可設[illegible]

[illegible]

一撫虚言致佞近事

佞をしてこうこうあると云

衣冠面巧之撫君損人之属又籍不

載之罪甚重為世為人不可不誡為

堅而能全佞近者以諫者之要可免

為他人所害也可以為流又為

塞官途撫然言若永之在彼佞

人

人なりてをわるものひとつ。邪の文をあつかをあつことひ

りとなりいやしふ。拙をいひあとこと。君をとうめうこと人乃ひふ

ことを者よいひうもめ。ひつきゆ[illegible]とあつこ[illegible]なよする邪人

人をそこのふ事なりめ[illegible]ものもろ

ものをを云。佞とこ。さんといもろをこ[illegible]ものもろ云

佞者とこ。偽佞をする者を云。なを途とこ。官位ひ

なるを云。初のなどこ乃でまんあふ人と佞を云す者を云

を飛よ佞をするりを。佞をせしられる

りれふ。なるべ。なりなれをれあしだ上をとこ人

あるこ[illegible]べ。なを佞ふあるこんからあふ人を佞言すりやう

なるものをは。安代めはるべ[illegible]なること

一同本奉行人付別人金子訴訟事

右家中奉行人之付別人同金子新
訴之日参差之儀不急而如不充
のお訴人出暫可被抑裁許利牧中
人数不有沈林制禁の人数と緩急
定強二十箇日者於庭中可申之

[illegible]

三十

一逐問強輩不相待御成敗牧道
横門書状事

問強とは諸方の訴訟の云なまを
[illegible]
[illegible]
[illegible]

然権の威 裁許の理地をやめらるゝ事すなはち
中を云弄るゝ。すべてをうゝを云。理ふかゝらぬ
ものは法をさだめ人をあなどり中ゆへなりと悦び。
おもひよりもとくめはもてをうゝとゝ。これあるなり

家の理を方人に野稼技物の労思
を理方人に耕猟憑怪の裁断贔屓
職而斯由自今後慥可停止也或付
奉行人或招寄申事之 法度とゝ。理
のて裁許ふ



あつかりの代をうる。投銭とゝ。たゝかひけらるゝとゝのあんあり
銭息とゝる人のあんのあり。さいぜんとゝ。さいぜんとゝ用
あつかあり。改をとゝは名の名事ゆゑをきくべきをとゝ
ふ。安とゝ刑のまゝへなれた。権門のゝの教なりて
強小者人のあんのあつれ。おんありとゝひとゝ理とゝ
りとゝうまきくべき事あれた。権門の文をとの教ふ
まけあるとゝ。憑怪のあんのさいさをとゝ。向くゝひとゝすゝ
ひまで。贔屓改をとゝ。権門の文などをのちの
あるとゝにうまくくあり。をれでとゝうはゝべゝふ
強心をとゝべ。のちれが。安ゆゑをせば
をあり人よはをそやんすゝ。恵裏あやとあり

長濱